

防府市立富海小学校・富海中学校における通学区域外就学
特認要綱

平成26年11月11日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市立小・中学校通学区域に関する規則（昭和29年1月25日防府市教育委員会規則第3号）第4条の規定に基づき、少人数や小・中校舎併設の特性を生かし、きめ細やかで一貫した教育活動を展開する富海小学校・富海中学校への就学に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象学年及び就学受入人数)

第2条 対象学年は、小学校においては1学年以上、中学校においては1・2学年とする。

2 富海小学校・富海中学校の定員は、各学年20名程度とし、それらのうち通学区域外からの就学受入人数は、防府市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が在籍する児童生徒数を勘案した上で、毎年度、募集要項で定める。

(就学時期)

第3条 就学時期は、年度当初を原則とする。ただし、教育委員会が認める場合は、この限りでない。

(就学期間)

第4条 就学期間は、中学校卒業までとする。

2 就学が困難となった場合は、教育委員会は校長と協議し、住所地の属する学区の学校に復帰させるものとする。

(就学申請)

第5条 就学を希望する保護者（以下「申請者」という。）は、在籍校の校長による意見書（様式第2号）を添付して、就学申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を定められた期間内に教育委員会へ提出しなければならない。

(就学条件)

第6条 就学の条件は、次のとおりとする。

(1) 就学する児童生徒及びその保護者は、防府市に住所を有していること。

(2) 富海小学校・富海中学校の教育方針、教育課程に賛同すること。

(3) 富海小学校・富海中学校に区域外就学することが適当であると認められる児童生徒であること。

(4) 育友会（P T A）活動や地域活動に参画できること。

(5) 通学に当たっては、保護者の負担と責任において行うこと。

(6) 中学校卒業まで就学すること。

(審査)

第7条 教育委員会は、申請書が提出されたときは、富海小学校長・富海中学校長との協議に基づき、受入の可否を決定し、申請者に就学許可書（様式第3号）又は却下通知書（様式第4号）をもって通知するものとする。

2 前項の規定により受入が決定された児童生徒の人数が募集要項の定める人数を超えた場合は、教育委員会において抽選を行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月11日より施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日より施行し、平成31年4月1日以降に就学する児童生徒について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

年 月 日

(宛先) 防府市教育委員会

保護者氏名

就学申請書

下記により 富海小学校 ・ 富海中学校 に就学させたいので許可されるよう申請いたします。

記

生 児 徒 童	氏 名		保 護 者 との続柄	
	生 年 月 日	年 月 日		
保 護 者	住 所	防府市		
	氏 名			
	連 絡 先	①	②	
学 校	現 在 の 学 校		学 年	
	申 請 学 校		学 年	
	通 学 方 法			
理 由				

※ 通学方法の欄には、申請段階で考えておられる方法をお書きください。

※ 理由の欄には、富海小学校・富海中学校の教育方針や教育活動についてのお考え、就学後、お子さんが特に取り組みたいことなどを具体的にお書きください。

様式第2号(第5条関係)

意 見 書

保 護 者 住 所
氏 名
児 童 生 徒 氏 名

防 府 市 立 学 校 長

年 月 日
印

様式第4号(第7条関係)

防教学 第 号
年 月 日

様

防府市教育委員会 印

却 下 通 知 書

あなたから申請のあった 富海小学校 ・ 富海中学校 への就学については下記の理由により却下します。

記

却下理由

防教学第 号
年 月 日

様

防府市教育委員会 印

就学許可書

申請のあった、富海小学校 ・ 富海中学校 への就学については許可する。

記

児 童 徒	氏 名	
	生年月日	年 月 日
保 護 者	住 所	
	氏 名	
学 校 ・ 学 年		
就 学 許 可 期 間		
遵 守 事 項		<ol style="list-style-type: none">1 就学する児童生徒及びその保護者は、防府市に住所を有し居住していること。2 富海小学校・富海中学校の教育方針、教育課程に賛同すること。3 育友会（P T A）活動や地域と連携した学校行事等に参画できること。4 通学に当たっては、保護者の負担と責任において行うこと。5 中学校卒業まで就学すること。 <p>※遵守できない場合は、教育委員会が校長と協議し、住所地の属する学区の学校に復帰させるものとする。</p>